

四万十川景観計画



平成30年4月 改定
四万十市

ごあいさつ ～四万十川景観計画の改定にあたって～

四万十川流域には、漁労・遊び・祭事など様々な川との関わり方が今も息づいており、一年を通じて川に人がいる風景があります。

本書「四万十川景観計画」の初版は、このような川の自然と地域の営みとが創り出す景観が、国の重要文化的景観に選定されることを契機に平成 20 年に策定されました。

文化的景観についての取り組みが始まったばかりの当時、地元や行政において十分に咀嚼できていない状況であった四万十川の文化的景観についての理解も、約 10 年間のさまざまな取り組みをとおり、深まりつつあります。

この度の全面改定では、本書を策定する起点となった、計画の要である四万十川の文化的景観について、読み手の方に整理してお伝えすることを念頭に検討を重ねました。

そのため、特に第 5 章「四万十川の景観づくりの考え方」の部分では、四万十川らしい景観とはどういう景観か、その景観はどのような条件で成り立っており、何を大切にしていくことが重要かということについて重点をおいて記載しています。

四万十川の文化的景観は、流域に暮らす人にとってはごくありふれた当たり前の風景かもしれません。しかし本市では、この当たり前の風景の中に四万十川の価値があり、この価値を地域の内外で共有していきたいと考えています。

本書により、四万十川流域内外の多くの方々に四万十川の自然及び文化的景観を知っていただき、市民の皆さまが川とともに生きる幸福を誇りとすることができるよう「四万十らしい」風景と環境を大切に守り、育み、次世代へつなぐまちづくりを目指します。

今後も皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

平成 30 年 4 月

四万十市長 中平 正宏

目 次

ごあいさつ ～四万十川景観計画の改定にあたって～	1
第1章 四万十市の現況	4
1 四万十市の位置	
2 四万十市の歴史と景観	
第2章 四万十川流域の概要	6
1 四万十川の概要	
2 四万十市での河畔利用	
3 四万十川流域の集落構造	
第3章 四万十川流域の保存すべき特徴的な景観	12
第4章 景観計画区域	17
1 四万十川景観計画区域	
2 地区区分	
第5章 四万十川の景観づくりの考え方	20
1 四万十川の景観の価値 ～四万十川の文化的景観～	
2 四万十川の景観のまとめ	
3 四万十川の文化的景観を守り育むための方針	
第6章 四万十川の景観を守り育むための基準	33
1 届出の流れ	
2 届出対象行為	
3 届出が適用されない行為	
4 景観形成基準	
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	47
1 景観重要建造物の指定方針	
2 景観重要樹木の指定方針	
第8章 四万十川の環境と景観の保全のための推進体制	48
1 環境学習及び情報公開	
2 推進体制	

第1章 四万十市の現況

1 四万十市の位置

四万十市は平成 17 年 4 月 10 日、中村市と幡多郡西土佐村が合併し誕生しました。

高知県西南部に位置し、北西部は愛媛県との県境に接し、土地は東・西・北部は山岳丘陵地帯が多く、南東部は土佐湾に面しています。

市域総面積は、633.29km²という四国内の市町村でも上位の面積を有し、中央部には、日本最後の清流といわれる『四万十川』が流れています。



2 四万十市の歴史と景観

四万十市には、一帯に縄文遺跡の分布や古墳が見られるなど、古くから強力な文化圏が存在していました。

中世には、京都から下向した一條教房公によるまちづくりを中心に一帯の発展が見られ、その影響は土佐一国に及ぶなど由緒ある歴史を誇っています。

江戸期の山内藩政時代には、養蚕や、^{こうぞ}楮・^{みつまた}三桮などの原料を活かした製紙業が盛んとなり、この地域の主要な産業となっていたこと



京都に模した町割り

がうかがわれます。

また、大正から昭和 30 年代前半頃までは豊富な山林資源を活かした薪炭の製造が盛んとなり、薪炭積み出しのため四万十川を利用し舟母と呼ばれる川舟が西土佐地域～中村地域間を盛んに往復したことが記録されています。

積み出された薪炭は下田港から海運を用い近畿圏に大量に出荷されるなど、四万十川の河口左岸に位置する下田地区は、中世から高知県西南部の重要な港として物資・文化の移出入に重要な位置を占めていました。

今でも藩政期の町割りが残り、舟が直接住宅に接岸したという石垣や回船で栄えたころの建築物が現存しています。

また四万十川河口から源流点に到るまでの本川・主要支川では、地域ならではの伝統漁法や度々起こる増水時に橋が水面に沈下することを想定した沈下橋など、人と川との関わりが四万十川流域のいたる所に残され四万十川を特徴づけています。



水切り瓦の蔵



佐田の沈下橋



生活の中にある沈下橋

第2章 四万十川流域の概要

1 四万十川の概要

四万十川は、高知県高岡郡津野町の不入山を源に、高知県中西部を逆S字を描くように蛇行しながら多くの支流を集め、四万十市で太平洋に注ぎます。

幹川流路延長は196kmで四国地方では第1位、流域面積は2,186km²で四国第2位の一级河川です。全国で見ると、幹川流路延長は第11位、流域面積は第27位となります。

広大な流域は高知・愛媛の両県にまたがり、流域面積に含まれる関係市町村は高知県側が1市4町（四万十市・四万十町・中土佐町・津野町・檮原町）、愛媛県側が1市2町（宇和島市・松野町・鬼北町）です。支流は30km以上のものが6本あり、そのほか中小すべての河川をあわせるとその数は319本にも及びます。



四万十川河口域



赤鉄橋

2 四万十市での河畔利用

四万十市では幹川流路延長196kmのうち、四万十川の中・下流域を占め、幹川流路延長は約67kmとなります。山間部を蛇行しながらゆったりと流れる四万十川というイメージ通りの風景を手軽に味わえます。



カヌー体験

豊富な水量と緩やかな流れを持つことから、カヌー等の水面利用やキャンプ等のアウトドアの場としても河畔利用が活発に行われています。

また、豊かな生物相に加え、河川形状により棲み分けされている水生生物や四季折々の多様な植生、広い河原での石の観察など、自然体験学習のフィールドとしても多くの教材を提供しています。

3 四万十川流域の集落構造

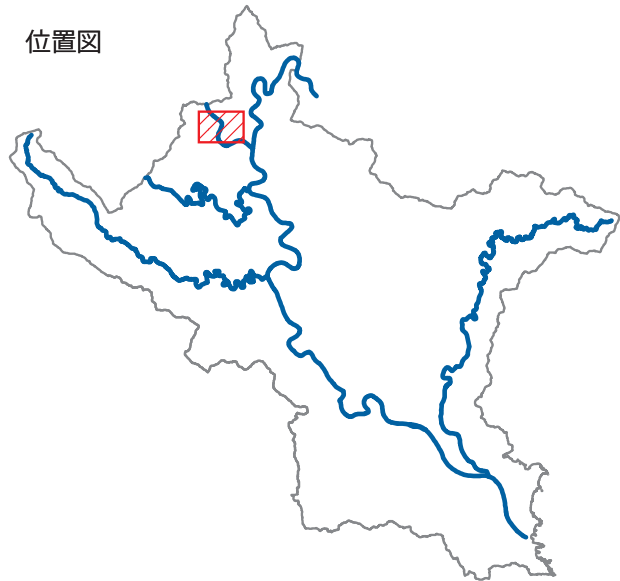
四万十川流域では、その地形条件等から地域ごとに集落構造に特徴があります。

3-1. 中・下流域の代表的な集落構造

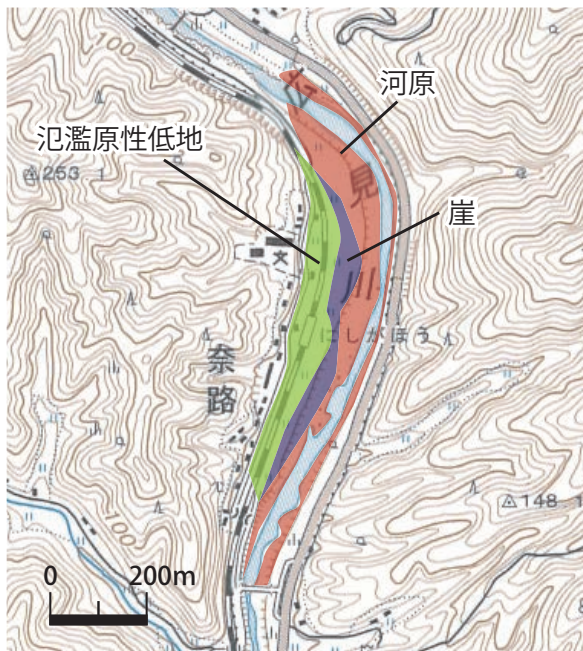
中・下流域の代表的な集落構造

- 川幅は狭く、氾濫原の間に崖が形成されるなど、水面から低地までの高さが高く、谷が深い景観となっている。
- 河原では岩床も見られる。
- 緩斜面の山地が背後に広がり、氾濫原性低地は農地利用され、集落は緩い傾斜の山裾に立地する。

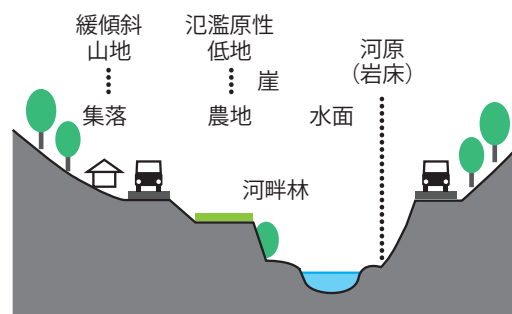
位置図



例) 西ヶ方



断面イメージ



3-2. 下流域の代表的な集落構造

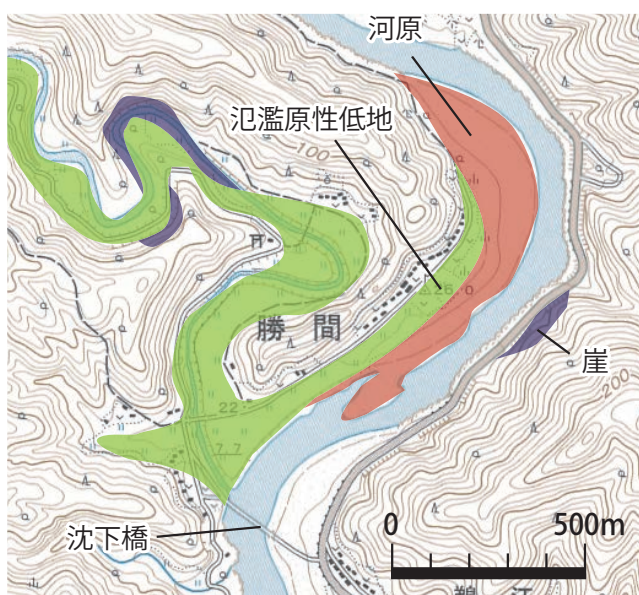
下流域の代表的な集落構造

- 川の蛇行部では、一方は崖、一方は川の侵食・堆積によってつくられた地形に沿った土地利用となる。
- 氾濫原性低地は、川の増水時の浸水もあり農地として利用され、集落は一段上にある安定した緩斜面の山地や段丘等に分布する。
- 河原や氾濫原は、現在でも川の流れとともに侵食・堆積による小さな変化を繰り返しながら、現在の四万十川の景観をつくっている。

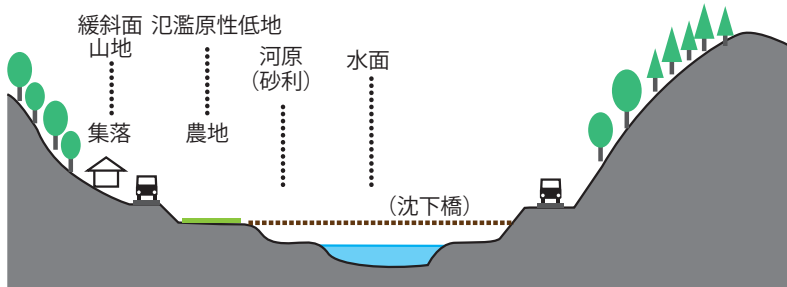
位置図



例) 勝間



断面イメージ



3-3. 河口域の代表的な集落構造

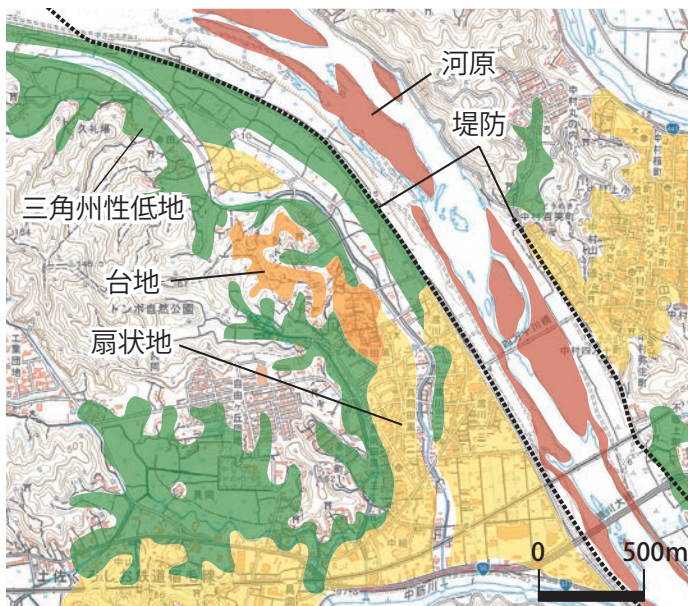
河口域の地形と市街地の構造

- 緩やかな川の蛇行に沿って、広く長い河原が形成され、山からの土砂の堆積で形成された扇状地や三角州が広がり、川から山まで広がりのある地形となる。
- 三角州には市街地が形成されるが、洪水等の増水時には川による堆積の影響を受けることもあり、両岸には堤防が築かれている。

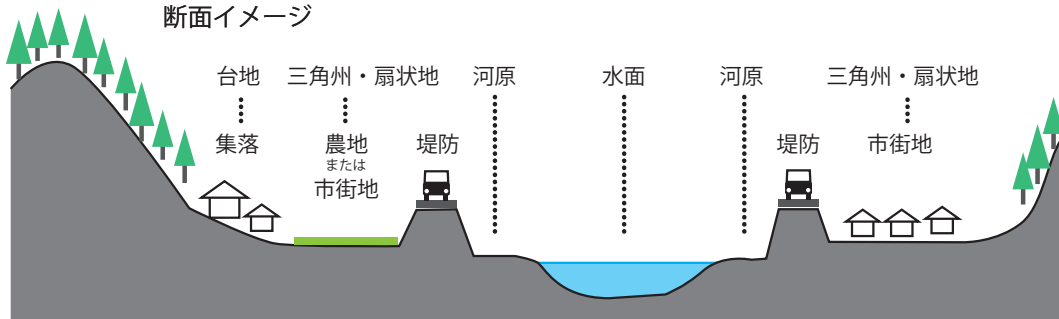
位置図



例) 中村・入田



断面イメージ

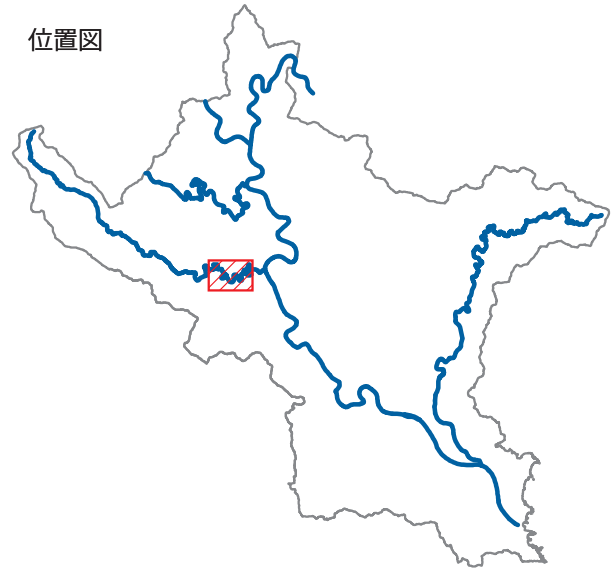


3-4. 黒尊川の代表的な集落構造

黒尊川の代表的な集落構造

- 急峻な山地の間を狭い川幅で流れることから、川の侵食・堆積による平地は非常に少ない。
- 小規模で細長い氾濫原性低地は、農地として利用されるが、集落等は緩斜面の山裾に分布する。
- 農地が少ないことから、山裾では川沿いに段畑や棚田がつくられ、住宅は山側の高い場所に配置される。
- 地形条件により小規模な集落となるため、流域内で点在している。

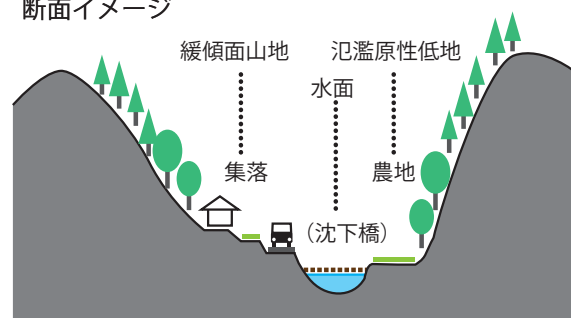
位置図



例) 玖木



断面イメージ

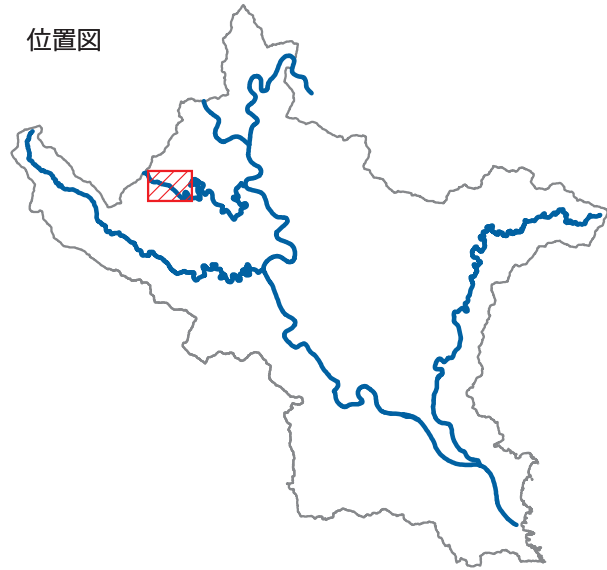


3-5. 目黒川の代表的な集落構造

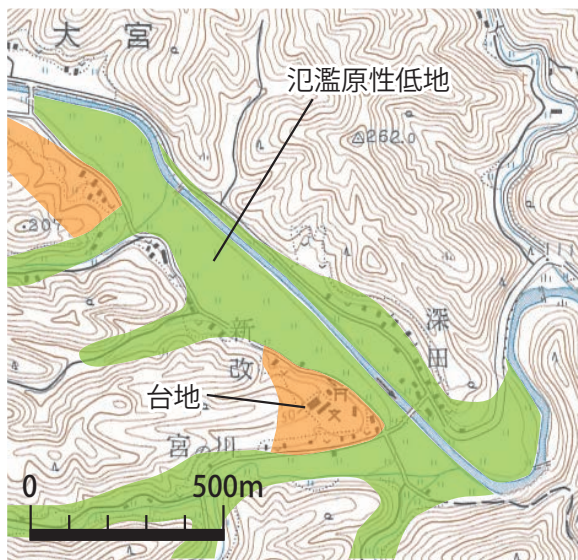
目黒川の代表的な集落構造

- 川幅は狭いが、両側に広い氾濫原性低地が広がり、その背後に起伏の緩やかな斜面の山地がそびえることから、山間における広がりのある谷地の集落景観となっている。
- 川の氾濫の影響を受ける氾濫原性低地は、まとまりある農地として利用され、集落は一段上の台地や緩傾斜の山裾に分布している。

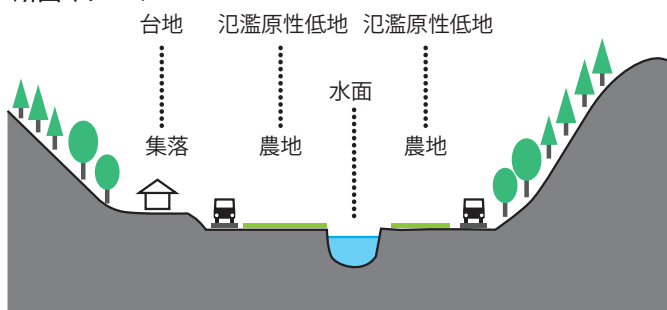
位置図



例) 大宮



断面イメージ



第3章 四万十川流域の保存すべき特徴的な景観

四万十川流域には、次に掲げる特徴的な景観があります。これらの景観は、自然の営みに人の手が加えられたことにより、その地域の特徴を表す文化的景観のうち、特に重要なものです。これらの特徴的な景観を、次の世代に引き継いでいくために、当景観計画をはじめとする各種施策により積極的に保存の手立てを行います。

(1) 沈下橋

四万十川には、増水の時には水面下に沈む欄干のない橋（沈下橋）がある。欄干がないのは、度々起こる増水時に橋が水面に沈下することを想定し、流木や土砂が橋に引っかかり橋が破壊されたりすることを防ぐためである。

この沈下橋は、高度経済成長期に入り、流域の交通手段が筏、舟母から、車、トラックに替わったことから、建設費を少なく抑えられるために昭和30年代以降に多く建設された。

河川の特徴を熟知し、当時の時代を反映した生活遺産としての構造物である。現在でも対岸の集落を結ぶなど、生活道としての重要性も高く、豊かな自然の借景と相まって自然と調和した構造物のシンボルとして、多くの観光客を集めている。

四万十市内には、本川、支川を含めて20橋もの沈下橋があり、当景観計画区域内には19橋がある。

代表的なものとして岩間沈下橋や今成橋（通称；佐田の沈下橋）などが挙げられる。

川との距離感がなく、四季をとおして川面から山への眺望を確保できることから、その表情を感じることができる最も身近な視点場となっている。



岩間の沈下橋（西土佐岩間）



生活道として重要な橋



増水時には沈下

(2) 伝統漁法

四万十川は、220 種以上もの魚種とともに水産資源が豊富な川であり、魚種の習性を知り尽くして行われる伝統漁法の漁場は、豊かさを象徴する代表的な景観である。

火光利用による鮎漁（火振り漁）や、しめ縄漁のほか、春の風物詩でもあるゴリののぼり落としウエ漁など、季節ごとの伝統漁法が、川との関わりを保持してきた四万十川流域の文化的景観となっている。

◆四万十川の伝統漁法◆

ガラ曳き漁

【ゴリ】

漁期 2～4 月

サザエの殻を何百個も吊した荒縄の両端を各々人と舟で曳き、前もって適当な場所に設置した四ツ手網の方向に引き寄せて、ゴリを追い込む。貝殻を吊した荒縄の長さは、50m 程あり、これを上流から下流に向かって曳く。



のぼり落としウエ漁

【ゴリ】

漁期 3～5 月

流れが穏やかな川端を上ってくるゴリの習性を利用して行われる漁法。川岸から簾^すを伸ばし、川の流れが急になる川瀬に「落とし簾」を設置し、簾を伝って泳いでくるゴリを川瀬で一気に簾へ落とし込む。



コロバシ漁

【ウナギ】

漁期 5～10 月

竹ひご編みや木製、竹の輪切りなどの筒の片側にトラップを取り付け、残りの片側に取り出し口を設けた漁具で、餌は生きたミミズ・ドジョウ・ハヤ・エビ等を入れて一昼夜、川底に仕掛けておく。

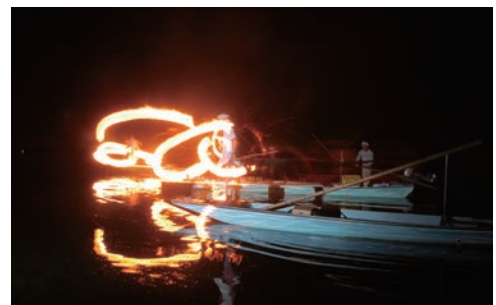


火振り漁

【アユ】

漁期 6～10、12 月

フチオキ網ともいう数張りから十数張りもの建網を淵や瀬^{とろ}に仕掛け、月のない暗夜に火を振ってアユをおどし網に誘い込む漁。火光には松明などを用いる。川面に火が揺れるさまは四万十川の代表的な風物詩のひとつになっている。



投網漁

【アユ】

漁期 6～10、12月

おもりが鎖状となっており、長さが4 m、裾回りが20 m程ある網を用いる。汽水域付近では、集団で順に投網を打つマワシウチが行われている。



釣り漁

【アユ】

漁期 7～1月

竿につけたオトリアユを川のアユの縄張に誘い込ませ、縄張に侵入した他の魚を追い払うアユの習性を利用し針にかける、アユ漁としては最も一般的な友釣り漁や、6月から8月の餌釣り、餌なしのかけ釣りのシャビキ、錘が川底を転がる音に驚くアユを掛けるゴンブリなどがある。



しめ縄漁

(瀬張り漁)

【アユ】

漁期 8～10月

産卵のため下ってくる鮎の習性を利用した漁である。川を横断するかたちで流れの中に杭を一行に打ち、そこに縄（しめ縄やロープなど）を張って川を下ってくる落ち鮎の行く手を阻み、そこに溜まったアユに網を打ってとる伝統漁法である。



(3) 汽水域

四万十川は河口から約9 kmもの区間が淡水と海水が混じり合う汽水域である。一般的に汽水域が小さい日本の河川の中では、特に規模が大きく河川形態等も良好な状態に保たれている。

このような生物生息環境としての豊かさから、四万十川の魚種およそ220種のうち、半数以上が確認されている区域であり、成魚となると1 mを超える巨大魚アカメなども生息している。

汽水域では、潮汐の影響を受けることから、魚種の習性のみならず潮の干満を利用した独自の伝統漁法のほか、その生物相の豊かさから汽水域固有の水産資源による伝統漁法が行われている。



また汽水域の川床ではスジアオノリが生育し、秋から春にかけて、川床を緑に染め上げ生育する。さらにヒトエグサは「アオサ」と呼ばれ、河口に近い竹島川や対岸の間崎付近の河川内に張った網の上で養殖されている。河口域は藻類の生産という生業の場であり、伝統漁業とあわせて四万十川汽水域の豊かさを象徴する代表的な景観である。

また、下田から数km上流までの砂泥域では

アマモ場が形成されている。アマモ場は稀少種や水産的価値の高い魚類の仔魚・稚魚の生息場所としても、重要な役割を持っており、四万十川の代表種となっているアカメの仔魚・稚魚も、このアマモ場で生育するなど、四万十川の豊かな生物層を形成する上で欠くことのできない要素である。

◆四万十川汽水域の伝統漁法◆

イシグロ漁

【ウナギ】

漁期 4～10月

川底を30cm程掘り、グリ石を積み上げて人工的にウナギの棲み処を築き、それに潜り込んだウナギを捕える原始的漁法である。



柴漬け漁

【ウナギ他】

漁期 4～10月

1.5m程度の常緑樹の枝をひと抱え程に束ねて、それを川底に仕掛けて数日置き、ゆっくりと引き上げ大型のタモですくう。ウナギ・カニ・エビ等を獲る原始的な漁法である。



シラスウナギ漁

【ウナギの稚魚】

漁期 12～2月

夜間に集魚灯に集まったシラス（ウナギの稚魚）を網ですくい取る漁法で、漁期になると多数の灯りが河口域の水面に浮かぶ幻想的な風景は、火振り漁と並んで汽水域の風物詩となっている。



スジアオノリ漁

【スジアオノリ】

漁期 12～5月

小舟で鉄製のくしを引いたり、腰まで水につかって棒の先にくしのついた「かぎ」と呼ばれる道具を使って収穫し、河原で天日干しにしたあと出荷する。



アオサ漁

【アオサ】

漁期 2～5月

四万十川河口域の干潟にあらかじめ種子を含んだ網を張って養殖する。潮の干満により水面と水中を行き来する緑のじゅうたんは、スジアオノリと並ぶ冬から春にかけての汽水域の風物詩となっている。



(4) 黒尊川流域地区

四万十川の第1次支川である黒尊川は、流域面積 76.6km²・幹線流路 31kmの河川である。

地域住民グループ「しまんと黒尊むら」による黒尊川の保全活動が行われるなど、流域住民の河川環境に対する意識も高く、良好な景観が数多く残されている地区である。

源流地域には原生的なブナ林が分布し、四国のブナ林分布の最西南端となっている。この天然林は四万十川下流域では最大の天然林で、モミ、ツガ、カシ類の常緑針広混交林が発達しており、四国森林管理局が自然観察教育林に指定し保護している。

平成15年3月には、足摺宇和海国立公園滑床地域に加わるなど、貴重な自然資源と良好な景観が保全されている。

これらの豊かな自然を地域資源として再認識し、活力ある地域づくりを行う「しまんと黒尊むら」の活動や高知県・四国森林管理局と協働して取り組む活動が評価され、平成20年6月には環境省から「平成の名水百選」に選定された。

なお、四万十川は昭和60年3月環境庁（現在の環境省）から名水百選に選定されており、今回本流に続いて、その水質と保全の取り組みが評価されたものである。



河畔の天然林



紅葉する天然林



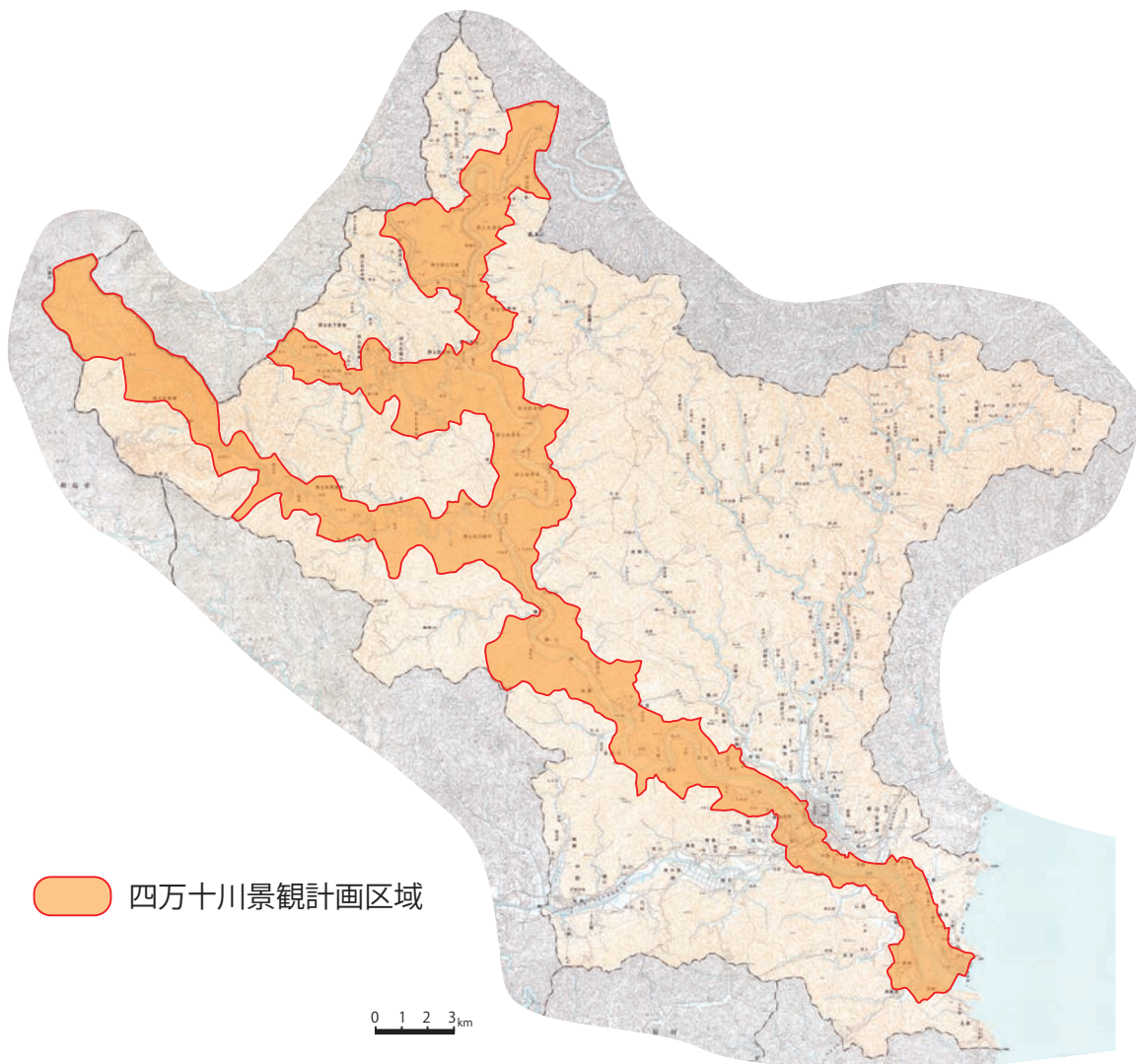
黒尊むらまつり（厚木シイタケ体験）

第4章 景観計画区域

1 四万十川景観計画区域

景観計画については、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」により平成18年10月施行されている行為規制との整合性を保持し、住民の理解と協力のもと進めていくこととします。

したがって四万十川における景観計画区域については、当面の間、四万十川本川と主要支川のうち広見川・目黒川・黒尊川を中心とした山の第一稜線をもって景観計画区域とし、適宜範囲を拡大して取り組みを行うこととします。



2 地区区分

四万十川と調和し、自然と共生する景観づくりを進めるため、「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」に準じて、四万十川景観計画区域を次のとおり2つの地区に区分します。

(1) 清流・水辺・生き物回廊地区（回廊地区）

上流から下流までの野生動植物の生息・生育環境の連続性を確保し、生態系及び景観を保全することが特に重要である区域。

〈四万十川と主要支川（広見川・目黒川・黒尊川）から川に沿った道路や鉄道までの区域〉

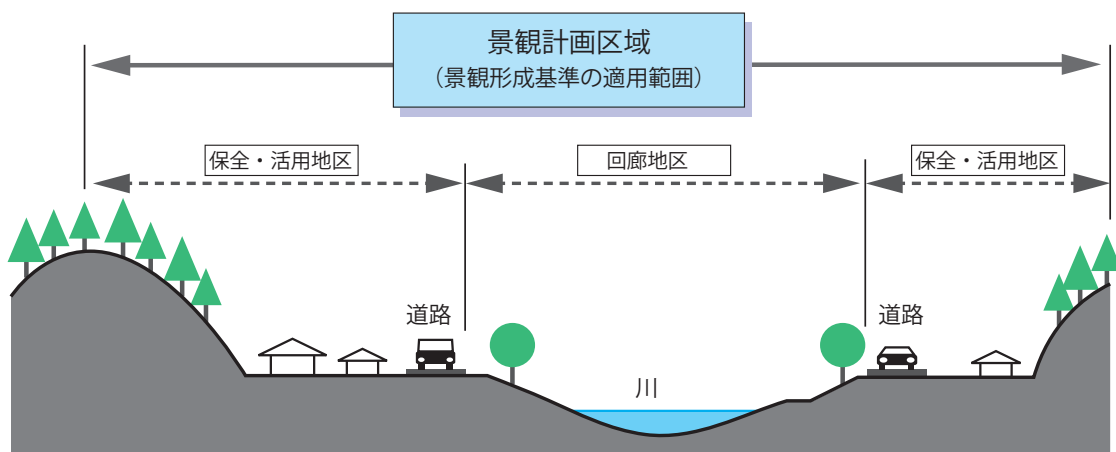
(2) 景観保全・森林等資源活用地区（保全・活用地区）

回廊地区と一体的に生態や景観を保全し、森林や農地などの活用と調和を図る区域。

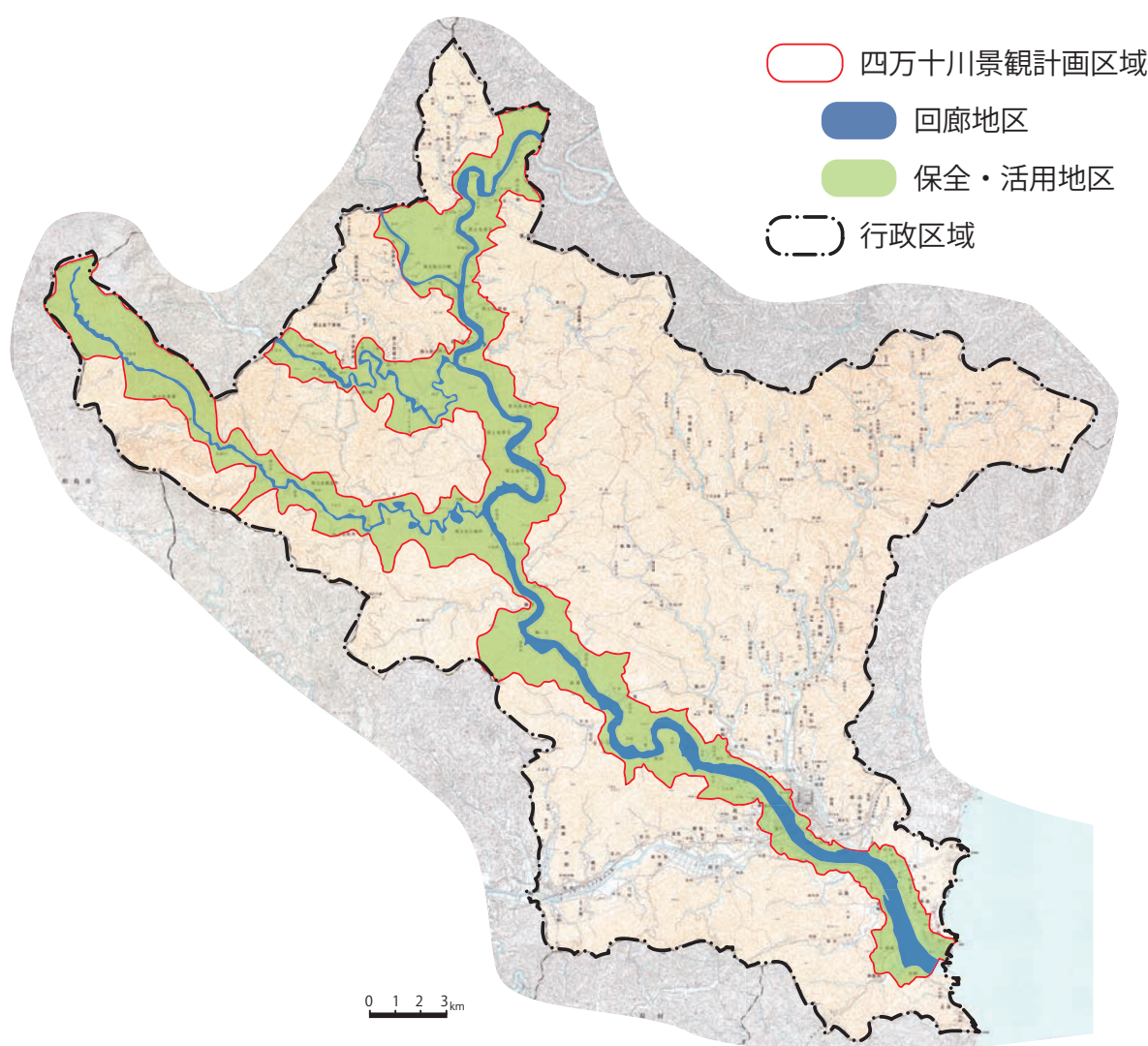
〈回廊地区を除く四万十川本川と主要支川に一番近い山の第一稜線までの区域〉



景観計画区域の区分



景観計画区域の横断図



四万十川景観計画区域〈全体図〉

第5章 四万十川の景観づくりの考え方

1 四万十川の景観の価値 ～四万十川の文化的景観～

四万十川の流域では、暮らしや生業を成り立たせるために自然環境に対してあらがうことなく、それを受け入れ、いなし、巧みに利用してきました。そのための工夫と柔軟な選択を積み重ねる中で、自然との独自の折り合い方を見だし、それが川と暮らしが織りなす四万十の風景を生み出しています。

文化的景観とは、文化財保護法において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされています。四万十の風景は、地域の営みと川の自然がつくりだす文化的景観なのです。

四万十川との付き合い方は、漁労や食文化など、地域の人々には当たり前のこととして受け継がれてきました。一方で、道路や堤防が整備され利便や安心が高まってくると、川との距離感が変わり、暮らしの中で川を意識することが少なくなりました。

流域に暮らす私たちは、川との関わりを価値あるものとして再認識し、これからも川との関わりを紡いでいくことが、四万十の風景と環境を未来に伝えることになると考えています。そのためには地域の人だけではなく、地域外の人々とも、その価値を共有することが必要です。

四万十川の景観がより豊かなものとなるよう、以下に示す景観づくりに取り組みます。

川に人がいる風景

一年を通じていずれの季節にも四万十川の川面には人の姿があります。

漁労、遊び、祭事など様々な川との関わり方が今も息づいていることが四万十川の大きな特徴であり、これからもいつも川に人の姿がある風景を伝えていきます。



津野川のお舟流し



投網体験

営みの基盤となる環境

不入山を源流とする四万十川は、折り重なる山並みの間を蛇行を繰り返して流れ、土佐湾へ注ぎ込みます。河床勾配は緩く、平常時は穏やかな流れが河口まで続きます。太平洋に面した温暖で多雨な気候は、豊かな森林を育てるとともに、頻繁に河川の氾濫をおこし、その自然の小さな攪乱によって多様な河川環境が生み出されています。

また、河口の広大な汽水域は生き物の生命のゆりかごとなって、多様な生物相が保たれています。川は、流域の人々の営みの基盤であり、人にも生き物にも大切な自然環境であることから、持続可能な環境であり続けるよう、四万十川を守り育みます。



アオノリ漁



水中の鮎

多様な暮らしを育む川

暮らしの基盤となる四万十川では、春には河岸を菜の花が覆い、夏には色とりどりのカヌーで川面が染まり、梅雨や台風による増水時には沈下橋は川へ沈み、川の姿が一変します。この頃から川エビを捕るためのエビ筒が岸辺近くに並び、盛夏を迎える頃には夜の水面にアユを追う灯りが行き交う火振り漁が行われます。秋には様々な祭事が川を舞台に行われ、冬には河口がノリ漁で緑に染まります。

こうした四万十川流域の自然と営みの文化を継承し、季節ごとに多様な暮らしの景を大切にします。



アオノリ干し



川の増水と沈下橋

2 四万十川の景観のまとまり

四万十川流域では、場所ごとに異なる地形や川の環境に呼応する暮らしや川との折り合い方によって、特徴ある風景のまとまりを見ることができます。

こうした風景のまとまりに着目することにより、四万十市域の四万十川流域を、大きく5つのゾーンに区分します。このゾーンごとにその特性を守り活かす景観づくりに取り組みます。

2-1. ゾーン区分と景観特性

【四万十川中・下流ゾーン】

江川崎周辺では川と集落の高低差が大きく、川は低い場所を流れ河床には大きな岩があちこちで見られる。丘陵から川までの距離が短く、蛇行する四万十川に沿ってわずかな段丘状の平坦地が点在している。集落は平坦地を望む丘陵裾部に立地し、段丘面は水田や畑地として利用される。集落背後の斜面地は植林の他、栗やゆず等が栽培されている。

河川の水深が比較的に浅いため、瀬張り漁等の漁労を見ることができる。また、このゾーンの特徴として牛鬼の行事や五ツ鹿踊り、大草鞋など南予の文化的影響が見られることが挙げられる。



【四万十川下流ゾーン】

江川崎から下流では、四万十川は徐々に川幅を広げながら蛇行を繰り返す。蛇行の内側には自然堤防や広い河原、氾濫原性の低地が形成される。川幅の広がりに伴い水量が増え、水深が深くなり、中流域に比べて形成される平地が広がる。集落の立地は増水時に備えて山裾や段丘上に営まれることが多く、社寺はさらに高位の丘陵平坦部に立地する。居住域から



河畔林までの低地は、農地として利用される。かつて集落背後の丘陵は薪炭等を得る里山として利用されていたが近年は人工林が多く分布する。アユの火振り漁など川舟を使った漁が多く見られる。



【四万十川河口ゾーン】

入田付近から下流はさらに川幅が広がり、大きな蛇行は見られなくなる。四万十川だけでなく、合流する支流によって形成される低地が広がり、集落の立地が大きく川から離れるものが増える。河川際には水勢や氾濫に備える構造物が増加し、河口域の多くの地域には巨大な堤防が築かれている。

堤防によってかつてほど日常的な水害はなくなっている一方で、川を望む場所に変化が起こり、堤防を織り込んだ川辺の利用が生まれている。広がる氾濫原性の低地は広い畑地や水田として利用されている。このゾーンでは潮の干満の影響を受ける汽水域が広がり、多様な生物相に対応した漁労と堤外地に展開する町場が景観を特徴づけている。

冬季には落ち鮎漁や河口付近でのノリ漁など、流域の他所にない漁労が見られる。



【黒尊川ゾーン】

黒尊川流域は地質年代が新しく、河川勾配の急な深い溪谷が形成されている。上流域は急峻な溪谷地で拡大造林期に林業従事者が一時的に居住したほかは長く集落が営まれていない。流域に居住可能な平坦地が少ないため、集落は距離を隔てて点在する山際の緩やかな斜面地に形成される。多くの家屋が川に向かって開口部を持ち、川に直行する向きの石段から玄関口へと上がる構造が顕著に見られる。斜面地の中でも斜度の緩やかな場所が棚田として利用され、対岸の谷や上流側で合流する谷から長いパイプや水路で配水される。急な斜面地はゆず等の果樹が栽培されている。なお、山林は人工林としてスギ、ヒノキの植林のほかにシイタケ栽培等が行われている。

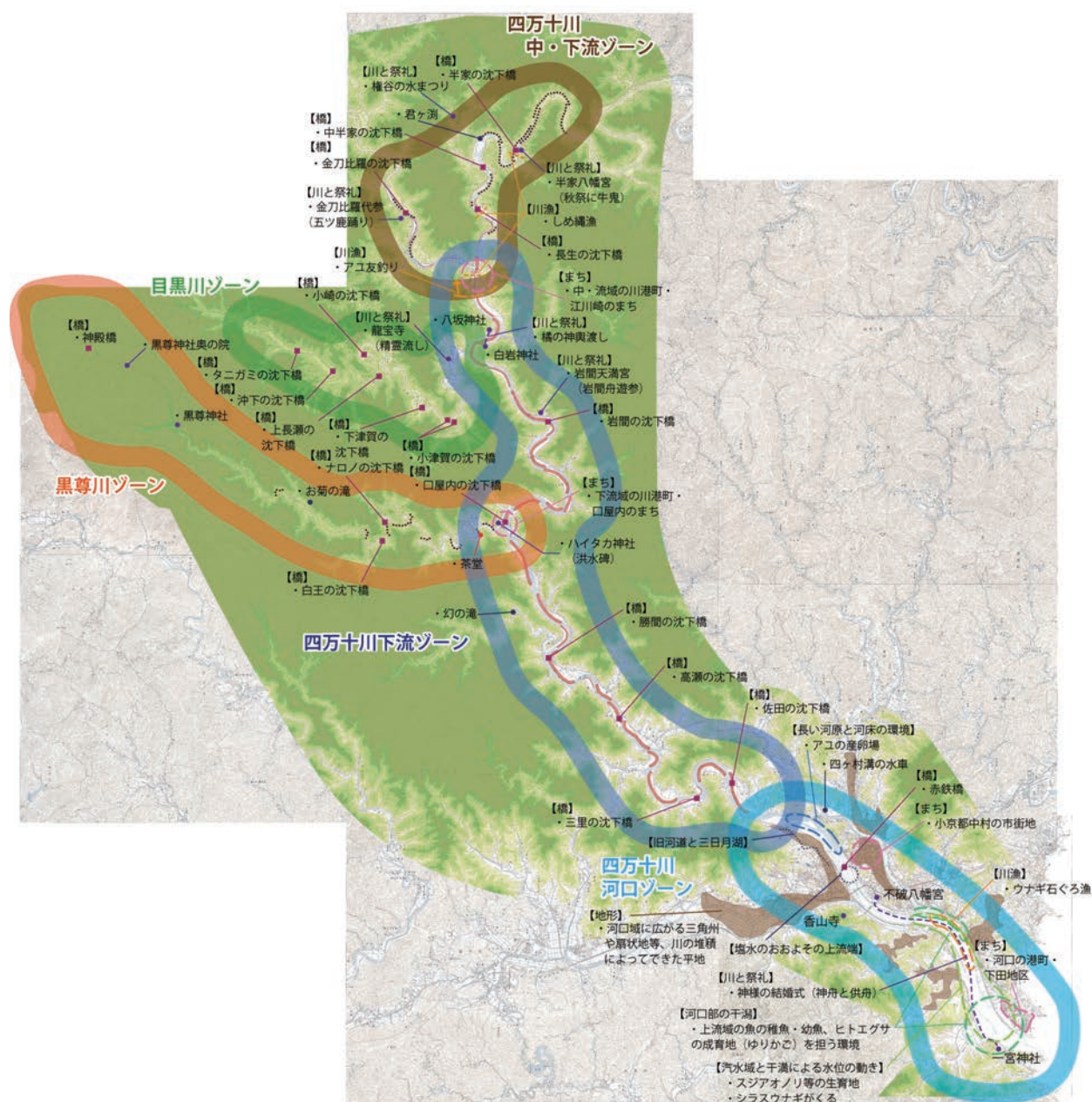


【目黒川ゾーン】

目黒川流域では、川と集落の高低差が小さく、氾濫原性の低地が多い。丘陵裾部から川岸までに距離があり、風景に広がりを感じられる。平坦地は河川に伴って点在しており、集落は比較的平地の広がる山裾に立地することが多い。川幅は狭く、農地と河川の高低差の小ささを利用して流域には多くの堰がつくられ、堰からの配水で低地や段丘面は水田や畑地として利用されている。



■ゾーン区分図



■ゾーンごとの特性一覧

ゾーン 要素		四万十川河口 (～佐田付近)	四万十川下流 (佐田付近～江川崎付近)	四万十川中・下流 (江川崎付近～)
形状	川幅・谷	広大な川幅／堤防あり	広い川幅／ 徐々に深さがでる谷	ある程度の川幅／深い谷
	蛇行	ほぼ直行的	大きく緩やかな S字カーブを繰り返す	ぐねぐねとした 急なカーブを繰り返す
山の傾斜		——	急な傾斜	緩い傾斜
川の環境	河床と河原	広く長い洲（砂利） ・干潟（泥）	蛇行部に広く大きな 河原（砂利）	蛇行部に細い河原（砂利） ごつごつした岩床
	水質	汽水域（干満の影響）	淡水	
	色	青色	緑色	
	生き物	汽水域の生物 多種の生物の稚魚	鮎・うなぎ・テナガエビ・ゴリ等	
漁業・漁労		ゴリののぼりおとし いしぐろ漁、落ち鮎漁 アオサ・ヒトエグサの栽培 シラスウナギ 等	火ぶり漁 エビ筒 うなぎのころばし	しめ縄漁 エビ筒 うなぎのころばし
人家と農地 (集落構造)		古い集落は下流等と同じ集 落構造 堤防整備により低地の宅地 化が進む (浸からない土地利用へ)	蛇行部の河原（川）に面する平地は農地利用（浸かるため） やや高い山裾に人家、その背後は山林 中流等、山の傾斜が緩いところでは、山の斜面を開発する などの土地利用 (蛇行に合わせ、集落等の利用は川の片側)	
増水（洪水） 時の折り合い 方		堤防により浸水しなくなっ ている 歴史の証として、洪水の碑、 防水壁跡	石積みによる平地の確保 石積の上の人家 沈下橋 川の水を被った農地の土地の強さ (川の水での肥沃な大地、川の攪拌)	
景観上の 特徴		川幅の広さ、山と川の距離 が離れることで、より流域 内で最も広がりを感じさせる 景観が見られる。 堤防がある唯一の地域で、 堤防上からの眺めとして、 市街地や農地が川と一体的 に見られるのが特徴である。	大きく蛇行する水の流れと 広い河原、兩岸の山の尾根 が折り重なる四万十川を代 表する景観が見られる。 山裾や段丘上には、低層の 家屋が立ち並ぶ集落が分布 し、周囲の山の緑と一体的 な景観となっているのが特 徴である。	下流よりも川幅は狭まり、 ごつごつとした岩の中を水 が流れる景観が見られる。 下流に比べ急な蛇行が多く、 平坦地も少ないため、集落 から川までの距離が短く、 やや緩やかな傾斜の山裾で は傾斜地に集落の広がりが見 られるのが特徴である。

ゾーン 要素		黒尊川	目黒川
形状	川幅・谷	狭い川幅／深い谷	狭い川幅／広がりのある谷
	蛇行	小さく（細やかな） 蛇行を繰り返す	
山の傾斜		急な傾斜	緩い傾斜
川の環境	河床と河原	上流は大きな岩、徐々に ごつごつした岩床となり 合流付近では小石	
	水質	淡水	
	色	緑色で透明度が高	緑色で透明度が中
	生き物	鮎・うなぎ・テナガエビ・ゴリ等	
漁業・漁労		投網 エビ筒、カニカゴ うなぎのころばし	
人家と農地 (集落構造)		蛇行による平地が少ないため 小さな農地が点在 山裾の高い場所に人家 小規模な集落が点在	川の両側の平地は農地利用 少し高い台地や山裾に人家 緩斜面の山は開墾され農地 利用
増水（洪水） 時の折り合い 方		石積みによる平地の確保 石積の上の人家 沈下橋 川の水を被った農地の土地の強さ (川の水での肥沃な大地、川の攪拌)	
景観上の 特徴		木々に覆われた深い谷の中 を透明度の高い水が流れる、 流域内で最も自然豊かな景 観が見られる。 比較的緩やかな傾斜の山裾 に、棚田や家屋が分布し、小 さな集落のまとまりを形成 しているのが特徴である。	広い谷の中を狭い川幅で流 れ、まとまった平坦地が多 く、多くの堰により川沿い には水田や畑が広がる景観 が見られる。 川と集落の高低差が小さく、 広がりのある農地であるた め、田園景観の印象が他の ゾーンよりも大きいのが特 徴である。

3 四万十川の文化的景観を守り育むための方針

3-1. 景観づくりの基本理念

四万十川流域では、長い時間の中で、豊かな自然とそこでの人々の営みが相互に作用し合うことにより、美しく豊かな景観を育んできました。

流域内に暮らす人々にとって、これまで当たり前なものとして認識されてきたことについて、川との関わりが少しずつ変化しつつある今、改めて、その価値について明文化し、多くの人々とともに認識を共有することで、次の世代まで継承できるよう、以下に景観づくりの基本理念を掲げます。

四万十川とともに生きる暮らしの景観を守り育てます

四万十川は、四季の移ろいや気象の変化に合わせ、川の環境が呼吸するように変化と再生を繰り返す言わば「生きている川」です。土木構造物等により人の力で制御・管理され、人々の日常生活から切り離された「河川」ではありません。

そのため、増水時には土地が浸水する等の影響を受けることもありますが、その一方で、変化を繰り返す川にしかない豊かな恵みを暮らしにもたらしてくれます。

四万十川流域の人々は、この「生きている川」の環境を守ることで、その川からの恵みを享受できることを知っています。また、安全に暮らし続けるために、川の動きに合わせた土地の使い方を工夫することで、この「生きている川」と上手に折り合い暮らす知恵をもっています。

私たちが目にする四万十川の景観とは、そのような川とともにいきる人々の営みが生み出した姿なのです。この四万十川の景観を守り育むためには、四万十川が生きている川であり、流域全体でその川と折り合いながら人々が暮らしていることを広く共有していくことが大切です。

3-2. 景観づくりの基本方針

基本理念をふまえ、四万十川の文化的景観の価値を守る景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

① 絶えず小さな変化を続ける川の環境を保全する

四万十川は生きています。梅雨や夏季の出水による定期的な攪拌や、増水時等に石や泥が流されることにより、河原の形や大きさは動き、川の姿は常に変化を続けています。

「川」の範囲だけではなく、川の流れ（侵食・堆積）の影響を受ける土地、川の環境を支えている山や森林などが、「川」と一体となって四万十の環境を形成しています。このことを基本に、川の中で起こる小さな変化を止めないこと、川の環境に大きな影響を与えるような行為を抑制することにより、この「絶えず小さく変化を続けている」川の環境を保全する景観づくりに取り組みます。

② 川とともにある生物の生息環境や生業環境を育む

山は水を蓄え、濾過し、川の環境を維持します。四万十川流域では、川を大きく堰く横断構造物が少なく、水の流れは上流から下流へと養分を運ぶとともに、河口からの生物の遡上を妨げないことで、流域全体がひとつとなって、多様な生物の生息環境を生み出しています。この環境により育まれた多種多様な生物相は漁労の基盤となるなど、川の環境は流域の人々の生業や楽しみと密接に関わっています。

流域での行為は、その行為が行われる場所だけではなく、上流から下流まで環境がつながっていることから、流域全体の生物の生息環境や生業の条件に影響します。

四万十川流域では、川とともにある生物の生息環境や流域内の人々の生業環境を守り育むことにつながる景観づくりに取り組みます。

③ 四万十川の自然と折り合い暮らす、土地の使い方を継承する

人々は、四万十川から豊かな恵みを得るとともに、増水への備えや変化する流れと折り合う知恵が求められてきました。そこから安全で豊かに暮らすための土地の使い方や暮らしの文化が生まれ、長く当たり前のこととして継承されてきました。

これらは、住まいや神社の位置、農地の場所、山の使い方、祭事を通して、自然と折り合う意識につながっています。

川から見える・見えないという視覚的なものだけではなく、四万十川の自然と折り合い暮らす作法として、川がつくりだす地形に応じた土地の使い方を継承した景観づくりに取り組みます。

④ ゾーンごとに景観として表れる特徴を守り活かす

四万十川流域には、山と川の流れがつくりだす地形的まとまりがあり、それぞれに集落の位置やかたち、生業のあり方、祭事の文化などに特徴があります。その個性がゾーンごとの景観の違いとなって表れています。

流域全体でのつながりは保ちつつ、ゾーンごとに表れる景観の特徴や違いを意識し、行為を行う場所ごとにその周囲の環境と調和するようきめ細やかに配慮することで、流域内のそれぞれの地域の魅力や個性を継承した景観づくりに取り組みます。

⑤ 外からの想いも受け止め、四万十川の魅力を保全・継承する

四万十川は、流域内の人々にとっては、暮らしとともにある「生きた川」です。同時に、全国的には「最後の清流」として広く認知され、毎年、多くの来訪者を迎え、四万十ファンも多い川です。

地元の人々には当たり前そこに四万十川の景観は、地域外の人々に感動を与え、豊かな自然を経験する環境となっているのです。

そのような四万十ファンの思いを受け止め、四万十川の景観、四万十川の魅力を大事に思う「外からの目」も心にとめながら、四万十川の魅力を保全・継承する景観づくりに取り組みます。

3-3. 分野別の景観づくりの方針

基本理念に掲げた景観づくりの実現に向け、四万十川の文化的景観の価値を守る景観づくりの基本方針の考え方をふまえ、流域内で何か行為を行う際、守るべき取り組みについて【自然環境】【暮らしの文化】【眺め】の分野別に、景観づくりの方針を定めます。

【自然環境】

- 川から河川敷、河畔林、農地、山林へと連続する土地利用のあり方を理解し、本来の環境を損なうことにつながるような地形改変は避け、持続的な土地の形成を図る。
- 森林・土壌・水・川等が構成する環境システムの循環を保全し、良好な状態での生態系の維持につなぐ。
- 無堤地域では、増水時の水の流れを妨げることのないよう、川の動きとともにある河川敷における大きな地形改変は避ける。
- 川に関わる生物の生息地となる多様な河床環境や、生き物のゆりかごとなる河口域の干潟を保全する。
- 人工林では計画的な伐採・植林等に取り組む等、山の環境を適切に管理し、多様な生物の生息環境である豊かな森を保全する。
- 自然地で人為的な改変を行う場合は、在来種等の植栽等により自然の再生につながる取り組みを行う。

⇒

〈景観形成基準のテーマ〉

A. 多様な生物の生息環境の保全

B. 山と川が織り成す自然景観の保全

【暮らしの文化】

- 無堤地域では、川の動きに応じた土地利用のあり方を保全・継承する。
- 堤外地に位置する田園地域では、広がりのある農地を保全するとともに、山裾を中心としたまとまりある集落の形成に配慮する。
- 集落内の石垣（石積み）や巨樹・古木等、集落の景観を特徴づける要素を保全・活用し、集落全体としてのまとまりの形成に配慮する。
- 流域内の各地域の暮らしの文化は、景観のまとまりであるゾーンの景観特性を通して理解し、その特徴を守り活かすことにより、各地域の景観との調和に配慮する。
- 川湊として栄えた町場では、建物の規模や往来に関する川と道と建物の位置、塀や石積み等外構を構成する素材等の意味を理解し、それぞれの町の特徴ある景観との調和に配慮する。
- 川へ下りる道や階段、沈下橋や船置き場等、暮らしの中での川との関わりの深い空間は、安全に使い続けることができるよう適切に維持管理する。
- 川での漁労に関する小屋や干場等の空間は、川とともにある暮らしの一部として、適切な管理・活用を図る。
- 茶堂や神社、祭事で使う場やルート等、それぞれの地域の文化を継承する空間を保全・継承する。

- 生きた川である四万十川への理解を深め、川と折り合う安全な土地の使い方や、増水時の対応方法等、地域の知恵に関する情報や意識の啓発を図る。

⇒ 「〈景観形成基準のテーマ〉
C. 四万十らしさを醸し出す資源の保全
E. 集落景観との調和
F. 緑化等

【眺め】

- 蛇行する川の流れと山の尾根や稜線が織り重なる山並みがつくり出す奥行き感を感じさせる川の景観を保全する。
- 沈下橋や河原、遊覧船やカヌー等、水面に近い視点からの見通しや、山と空への見上げ等、川がつくり出す広がりのある景観を保全する。
- 天気、季節により変化する川の水の色や山の木々の色との調和を図る。
- 川沿いの道路や堤防上等からの川の流れや河原、山と集落がつくり出すまとまりを感じさせる眺望景観を保全する。
- 山の斜面地に広がる集落では、住まいと段畑と周囲の木々が混ざり合う、山と一体となった景観を保全・形成する。

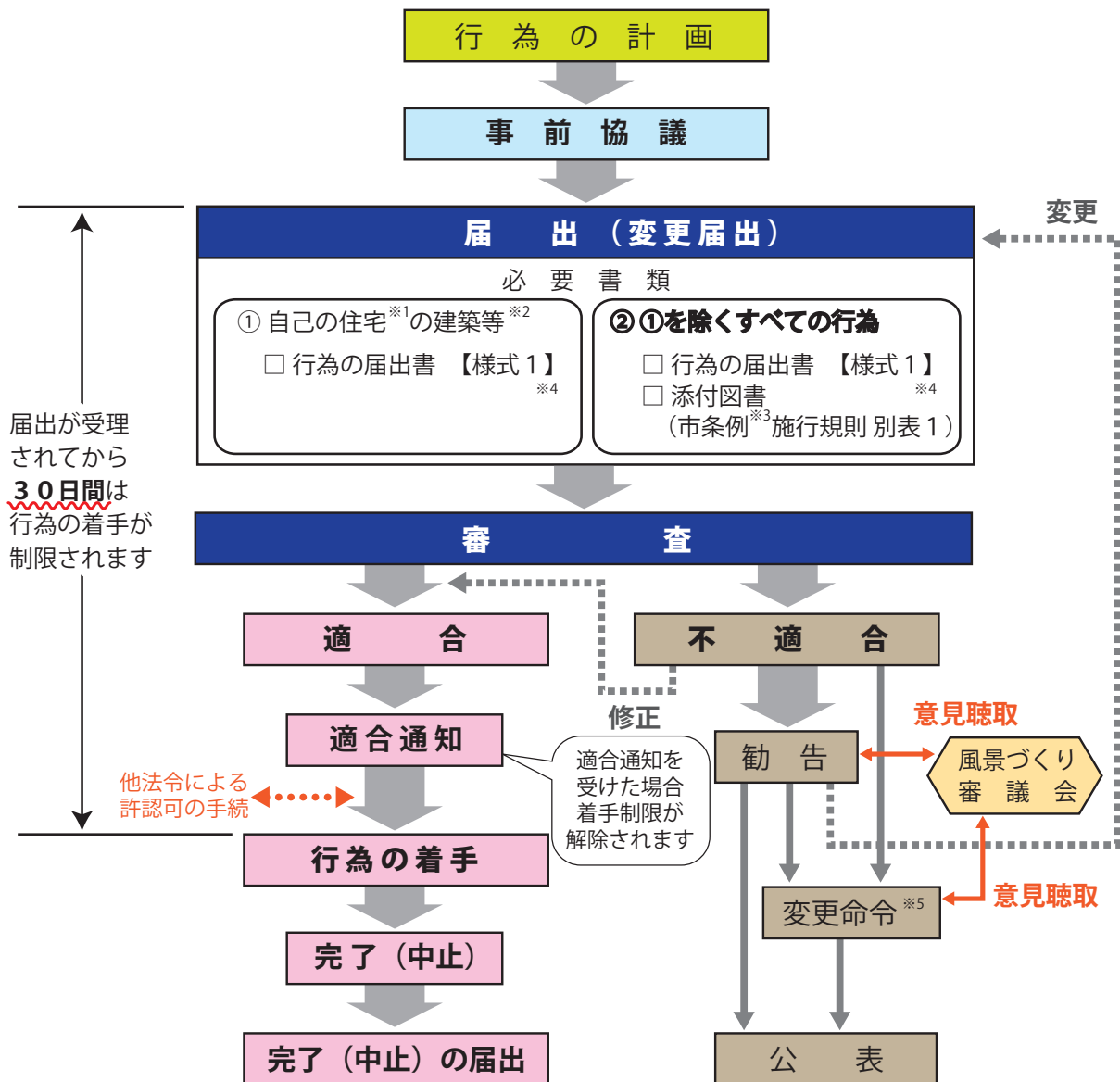
⇒ 「〈景観形成基準のテーマ〉
B. 山と川が織り成す自然景観の保全
D. 緑による自然景観の再生
F. 緑化等

第6章 四万十川の景観を守り育むための基準

1 届出の流れ

景観計画区域内で、次の頁に定める建築等の行為（届出対象行為）を行う際には、行為に着手する 30 日前までに必ず景観法に基づく届出が必要です。

建築等の行為のご予定がある方は、必ず事前にご相談ください。



- ※1 自己の居住の用のみに供する住宅（店舗や事業所等と併用する場合は該当しません。）
- ※2 建築等とは、「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」のいずれかに該当する行為
- ※3 四万十市の自然と風景を守り育む条例
- ※4 変更の場合には、行為の変更届出書（様式2）
- ※5 建築物の建築等及び工作物の建設等が対象

2 届出対象行為

行為の種類	規模	
	回廊地区	保全・活用地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	☐ 建築面積 100㎡以上、又は高さ 10.0 mを超えるもの ☐ 外観の変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	
工作物 [*] の新設、増築、改築若しくは移転、撤去又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	☐ 築造面積 10㎡以上、又は高さ 1.5 mを超えるもの ☐ 外観の色彩を変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの	☐ 築造面積 500㎡以上、又は高さ 5.0 mを超えるもの（擁壁を除く） ☐ 擁壁で高さ 2.0 m 以上かつ延長 10 m 以上のもの ☐ 外観の色彩を変更に係る部分の面積の合計が 10㎡以上となるもの
開発行為	☐ 区域面積 100㎡以上のもの	☐ 区域面積 1,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	☐ 鉱物の掘採又は土石の採取で 10㎡以上又は高さ 1.5 mを超えるもの ☐ 100㎡以上の土地の形質の変更をするもの	☐ 鉱物の掘採又は土石の採取で 1,000㎡以上又は高さ 3.0 mを超えるもの ☐ 盛土 1.0 m、切土 2.0 m 以上で 1,000㎡以上の土地の形質の変更をするもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	☐ 10㎡以上、又は高さ 1.5 mを超えるもの	☐ 10㎡以上、又は高さ 1.5 mを超えるもの
木竹の植栽又は伐採	☐ 100㎡以上の木竹の伐採 ☐ 100㎡以上の針葉樹の植樹	☐ 1,000㎡以上の木竹の伐採
看板等の広告物その他これらに類する物の設置及び外観の変更	☐ 縦横のどちらか一方の長さが 4 m 以上又は表示面積 4㎡を超える自家用広告物及びすべての非自家用広告物 ☐ 自動販売機	
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（外観照明）	☐ すべての外観照明	

※四万十川景観計画における「工作物」とは、以下のものと定義します。

- 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- 擁壁類
- 昇降機、乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫の用途に供する工作物
- 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの

3 届出が適用されない行為

届出対象行為のうち、下記の目的により実施する行為については適用しません。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

☐ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	
☐ 仮設の工作物の建設等（※建築物の場合、仮設でも届出が必要です）	
☐ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上などから規格や仕様が決まっているもの）	
☐ 農業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	●用途を改変しない農地の改変 ●幅員が 2.0 m 以下の農道の設置 ●桑、茶、果樹その他これらに類するものを植樹又は伐採する行為 ●その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為
☐ 林業を営むために行う行為のうち、右欄に該当するもの	●木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬するための幅員が 2.0 m 以下の作業道や林道の設置 ●スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために附帯して行う行為 ●天然林のうち、椎茸原木（クヌギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為 ●その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に行う管理・営繕行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(3) 学術研究、環境学習その他公益上の事由により市長が特に必要と認めるもの

4 景観形成基準

4-1. 景観形成基準の項目

四万十川の文化的景観を守り育むための景観形成方針をふまえ、景観形成基準として必要な項目については、A～Fの6つのテーマを掲げ、それぞれに項目を定めます。

A. 多様な生物の生息環境の保全

四万十川の文化的景観においては、重要な動植物のみならず、鮎やうなぎ、鳥や昆虫等、流域の人々の暮らしと密接に関わる生き物が多様であり、流域における多様な生物の生息環境の保全につながる基準として、以下の3つの項目が必要です。

項目	○生物の生息環境の保全 ○緩衝帯の配置 ○光害の抑制
----	--

B. 山と川が織り成す自然景観の保全

四万十川の景観は、蛇行する川と周囲に広がる山々等の豊かな自然が一体となり特徴的な景観を形成しています。またその景観は多くの人々が川や道路から日常的に目にする身近な景観でもあります。この特徴的な河川景観の印象を大きく変えないようにするための基準として、以下の3つの項目が必要です。

項目	○稜線等の分断 ○盛土及び切土の高さ ○河川景観との調和
----	--

C. 四万十らしさを醸し出す資源の保全

水辺の天然林や地域内の巨樹・古木等の樹木は、四万十川沿いの豊かな風景を醸し出す貴重な資源であり、豊かな生態系を育む役割も有しています。また、流域内には川との関わりや地形を活かした土地利用を行うために設けられた石垣が多く見られ、石垣もまた四万十川の景観の特徴的な資源のひとつです。これらは四万十らしさを醸し出す大事な資源として、可能な限り保全を図るため、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	○天然林等の保全 ○石垣の保全・活用
----	--

D. 緑による自然景観の再生

地形の改変等により、もとある自然景観が失われる場合には、自然景観の再生につながる措置を行うことにより、四万十川の自然と人々の暮らしがつくりだす景観の継承を目指し、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	○ 裸地の遮へい ○ 法面等の緑化
----	--

E. 集落景観との調和

四万十川流域の集落は、地域ごとに地形や生業、暮らし方等に基づいた特徴を持ち、まとまりある景観を形成しています。これら四万十らしさを感じさせる集落景観を阻害せず、周囲と調和した景観形成を図るため、基準として以下の6つの項目が必要です。

項目	○ 建築物の高さ、配置 ○ 建築物の形態・意匠、色彩・素材 ○ 工作物の高さ、配置 ○ 工作物の形態・意匠、色彩・素材 ○ 看板・広告板等の色彩 ○ 物品の遮へい
----	--

F. 緑化等

建築物等の建築や造成等による新たな開発に伴い、既存の樹木や土の環境が減少することが考えられ、可能な限り土地の緑化や土地の舗装における配慮を求めることにより、周囲の豊かな自然との調和を目指すため、基準として以下の2つの項目が必要です。

項目	○ 緑化 ○ 駐車場・空き地
----	---

4-2. 行為別の景観形成基準

行為別に、A～Fの各テーマから必要な項目を定め、行為別に景観形成基準を定めることとします。

なお、四万十川の文化的景観を守り育むためには、「第5章 四万十川の景観づくりの考え方」に基づき、それぞれのゾーンの特性に応じた景観づくりに取り組むことが重要です。景観形成基準の内容に沿った行為を行う際には、「第5章 2. 四万十川の景観のまとまり」をふまえて計画を検討し、取り組むこととします。

(1) 建築物

テーマと項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける。
	稜線等の 分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと。 ☐ 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	河川景観と の調和	☐ 大規模となる場合には、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない配置や規模とするとともに、周囲に圧迫感や違和感を与えるような奇抜な形態・意匠は避ける。 ☐ 回廊地区では、直線的な形状や大きな外壁等が連続するような形態及び配置は避け、四万十川の特徴である蛇行する河川景観を阻害しないこととする。
	天然林等の 保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。 ☐ 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30%以下とすること。 ☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
C. 四万十らしさを 醸しだす 資源の保全	石垣の保全・ 活用	☐ 行為地に石垣が現存する場合は、これを保存すること。 ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
	高さ・配置	☐ 回廊地区では、建築物の高さは13mを超えない。 ☐ 保全・活用地区では、建築物の高さは20mを超えない。 ☐ 周囲の集落景観と調和した規模・配置とすること。
E. 集落景観との 調和	形態・意匠、 色彩・素材	☐ 屋根、外壁などの色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度4以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 ☐ 屋根、外壁等の形態・意匠及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。

F. 緑化等	緑化	☐敷地境界における緑化により周囲の自然と調和するよう配慮する。 ☐斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。
	駐車場・ 空き地	☐車両等の出入口は集約し、川や主要な道路からの眺望において、閑散とした印象となるのを避けるため、生垣や樹木による遮へいを行うこと。 ☐適切な維持・管理を行うこと。

(2) 工作物

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の保 全	緩衝帯の 配置(鉄塔等 は除く)	☐ 行為地 [*] の(その出入り口を除く)境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の 20% 以上であること。
	光害の抑制	☐ 周囲に向けた光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の分 断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと。 ☐ 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しない、配置や規模とすること。
	河川景観と の調和	☐ 大規模な人工物は、四万十川の連続する水辺の景観を阻害しない規模及び配置とすること。 ☐ 回廊地区では、河川及び道路から工作物及び当該行為地が容易に望見されることのないよう、中高木による遮へいによる修景を行うこと。 ☐ 回廊地区では、直線的な形状や大きな面・壁等が連続するような形態及び配置は避け、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。
C. 四万十らしさ を醸し出す資 源の保全	天然林等の 保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は、水辺の天然林を原則として保全すること。 ☐ 行為地内の天然林のうち、その面積が 100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の 30% 以下とすること。 ☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・ 活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。

E. 集落景観との 調和	高さ・配置	☐ 回廊地区における工作物の高さは13mを超えないものとする。ただし、既存の電柱で13mを超えるものの改築においては、やむを得ない場合には従前の高さを上限とする。 ☐ 保全・活用地区における工作物の高さは20mを超えないものとする。 ☐ 大規模な人工物を配置する場合には、周囲の景観への影響を最小限とする位置への配置とする。
	形態・意匠、 色彩・素材	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度4以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 ☐ 回廊地区では、外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用を避ける。
F. 緑化等	緑化（鉄塔等は除く）	☐ 行為地では樹木による緑化により周囲の自然と調和するように配慮する。 ☐ 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。 ☐ 回廊地区では、河川から河畔林・河川敷への連続性に配慮し、川側に樹木（在来種又は周辺と調和する樹種）による植栽を行うこと。
	空き地	☐ 撤去後、空き地等となる場合には適切な維持・管理を行うこと。

※行為地とは、工作物が設置された後、当該工作物と一体的に利用される土地のことをいう。

(3) 開発行為

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがない。
	緩衝帯の 配置	☐ 行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の 20% 以上であること。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	稜線等の 分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと。 ☐ 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。
	盛土及び 切土の高さ	☐ 「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは 5 m 以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする。
	河川景観と の調和	☐ 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと。 ☐ 河川からの眺望において、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。
C. 四万十らしさを醸し出す 資源の保全	天然林等の 保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の 30% 以下とすること。 ☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・ 活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
E. 集落景観との 調和	工作物等の 形態・意匠、 色彩・素材	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。 ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和する工法を使用すること。 ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

①土石の採取・鉱物の掘採

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響 を与える恐れがないこと。
	稜線等の 分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと。 ☐ 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。
	切土の高さ	☐ 「回廊地区」においては、切土の高さは5 m以下であるこ と。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対 して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内にお ける最大値とする。
B. 山と川が織り 成す自然景観 の保全	河川景観と の調和	☐ 河川からの眺望において、四万十川の特徴である蛇行する 川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広 がりある景観を阻害しないこととする。
	天然林等の 保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる 条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が100㎡以上のもの を伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の30% 以下とすること。
	石垣の保全・ 活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。た だし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料 として利用すること。
C. 四万十らしさ を醸しだす資 源の保全	裸地の 遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種等の苗木の植栽 を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと。
	法面等の 緑化	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗 木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。 ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなけ ればならない場合には、周囲の自然景観と調和した工法や 素材を使用すること。
D. 緑による自然 景観の再生		

②土地の形質の変更

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の生息環境の保全	生物の生息環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
	緩衝帯の配置	☐ 行為地の（その出入り口を除く）境界線の内側には、周辺の土地利用を考慮し、中高木の樹木による植樹帯を配置すること。なお、面積はその行為地面積の 20% 以上であること。
B. 山と川が織り成す自然景観の保全	稜線等の分断	☐ 連続する山の稜線を分断しないこと。 ☐ 重なり合う尾根と川がつくりだす景観を阻害しないこと。
	盛土及び切土の高さ	☐ 「回廊地区」においては、盛土又は切土の高さは 5 m 以下であること。なお、このときの高さは、当該行為地及び周囲に対して安全上支障がない場合に限るものとし、行為地内における最大値とする。
	河川景観との調和	☐ 蛇行を繰り返すことで形成される河川の水の流れがつくりだす地形を大きく損なわないこと。 ☐ 河川からの眺望において、四万十川の特徴である蛇行する川と周囲に広がる山々とがつくりだす景観や、河口域の広がりある景観を阻害しないこととする。
C. 四万十らしさを醸し出す資源の保全	天然林等の保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の 30% 以下とすること。 ☐ 集落内にある古樹・巨木等は可能な限り保全する。
	石垣の保全・活用	☐ 行為地内に石垣が現存する場合は、これを保存すること。ただし、これにより難しい場合は、当該行為地内において材料として利用すること。
E. 集落景観との調和	工作物等の形態・意匠、色彩・素材	☐ 法面を生じる場合には、地域の実情に応じて在来種等の苗木の植栽又は種子の吹き付けを行うこと。 ☐ 法面の安定確保を原則とし、やむを得ず法枠を使用しなければならない場合には、周囲の自然景観と調和する工法を使用すること。 ☐ 擁壁を生じる場合には、自然素材を基本とし、周囲の集落の石垣と調和したものとする。
F. 緑化等	緑化	☐ 行為地では樹木による緑化により周囲の自然と調和するよう配慮する。 ☐ 斜面地では、斜面側に樹木を植栽する等により、川側から見て背景となる山と調和した緑化の工夫を行うこと。

(5) 屋外における土石等の堆積

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
E. 集落景観との 調和	物品の 遮へい	☐ 河川及び主要な道路から見える行為地は、その出入り口を限定し、当該出入り口以外の行為地の周囲は、植栽又は木柵等により、安全上支障のない範囲で遮へい措置を講ずること。

(6) 木竹の伐採又は植樹

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
C. 四万十らしさを醸し出す 資源の保全	天然林等の 保全	☐ 「回廊地区」において天然林を伐採する場合は次に掲げる条件を満たしていること。 ア) 水辺の天然林は、原則として保全すること。 イ) 行為地内の天然林のうち、その面積が 100㎡以上のものを伐採する場合は、その伐採率を当該天然林面積の 30% 以下とすること。
D. 緑による自然 景観の再生	裸地の 遮へい	☐ 行為により裸地を生じる場合には、在来種の苗木等の植栽を行う等、自然景観の再生に資する措置を行うこと。

(7) 看板等の広告物その他これらに類する物の設置

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
	光害の抑制	☐ 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。 ☐ 点滅式や可動式証明の使用は原則禁止する。 ☐ 川辺を過度に照らすことにつながる配置及び形態・意匠は避ける。
E. 集落景観との 調和	色彩	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度 4 以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 ☐ 回廊地区では、外観に使用する素材及び素材色等において、反射性のある素材の使用など周囲から突出するような素材の使用を避ける。

(8) 外観照明

項目		景観形成基準
A. 多様な生物の 生息環境の 保全	生物の生息 環境の保全	☐ 地域の生業と関わりのある動植物の生息・生育環境に影響を与える恐れがないこと。
	光害の抑制	☐ 光害を抑制するため光源に昆虫の誘引特性の小さい波長のものを使用すること。サーチライトの使用は原則禁止する。 ☐ 遮光具等により、水平方向に光が漏れない構造とし、特に川に向けた照射は行わないこと。
E. 集落景観との 調和	色彩	☐ 色彩は、高彩度の奇抜な色を避けるため、マンセル値（日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法（マンセル色票系）に規定するもの）は彩度 4 以下で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物の指定方針

四万十市における四万十川流域での暮らしに関わる建造物で、地域の魅力ある景観の核となるものについて、以下に示す指定方針のうち、いずれかの項目に該当する場合には、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定を行うこととします。なお、道路その他公共の場所から、公衆により容易に望見されるものであるものとします。

指定方針

- ☐ 四万十川流域の文化的景観を構成する要素となっている建造物
- ☐ 地域の自然、歴史、生活・生業、文化等から見て地域特性を顕著に表している建造物（登録文化財、市指定文化財を含む）
- ☐ 優れたデザインを有し、四万十川の景観を特徴づけている建造物
- ☐ 長い時間をかけて、市民が大切に保全に取り組み、持続的な活用が期待される建造物

2 景観重要樹木の指定方針

四万十市における四万十川流域において、地域を特徴づける樹木で、地域の魅力ある景観づくりにおいて保護の必要性があるものについて、以下に示す指定方針のうち、いずれかの項目に該当する場合には、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定を行うこととします。なお、道路その他公共の場所から、公衆により容易に望見されるものであるものとします。

指定方針

- ☐ 四万十川流域の文化的景観を構成する要素となっている樹木
- ☐ 地域の歴史、文化、生業と密接に関わる景観上重要な樹木
- ☐ 樹高や樹形に特徴があり、地域のシンボルとなっている樹木
- ☐ 長い時間をかけて、市民が大切に保全に取り組み、持続的な保全策が必要とされる樹木

第8章 四万十川の環境と景観の保全のための推進体制

四万十市は、景観法に基づく四万十川景観計画及び四万十市の自然と風景を守り育む条例を定めるとともに、文化財保護法に基づく四万十川流域の文化的景観として、四万十川流域の良好な環境と景観の保全を図ります。

また、4月10日を四万十の日と定め四万十川の清流を守り、伝えることを宣言しました。

環境学習の充実や情報公開など市民に必要な情報を提供できる環境を整え、市民や関係機関と協働して四万十川流域の自然環境を保全し、流域振興に努めます。

1 環境学習及び情報公開

環境学習は、人と自然との関わりを理解し、自然に向き合うことで、より理解が深まります。幼児から高齢者、また、学校、地域、職場などニーズに沿った環境学習を展開します。

また、四万十川の水質や内水面漁業の現状等、四万十川に関わる様々な情報をホームページや広報等を通じて提供するほか、市民一斉清掃などを通じて、四万十川に対する知識の普及に取り組みます。

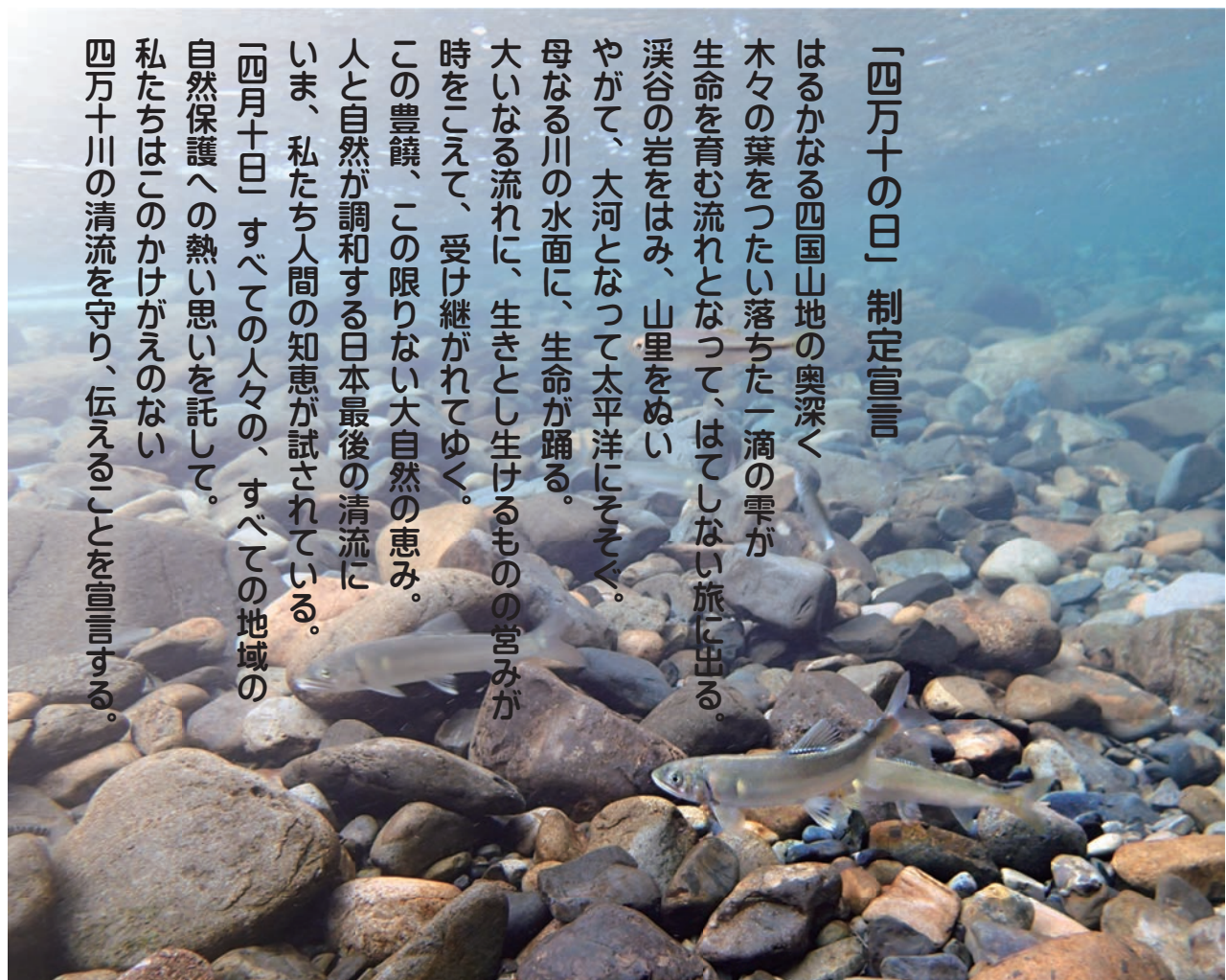


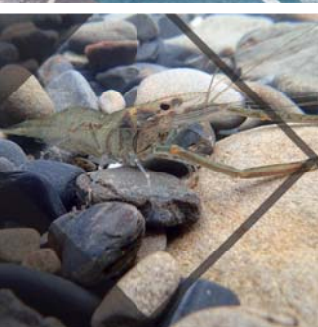
2 推進体制

四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会と協働し、官民一体となった取り組みを進めます。

また、高知大学との連携事業を通じてアユ、スジアオノリなど天然資源の回復により内水面漁業振興に努めます。

その他、四万十川総合保全機構など、流域4町や広見川流域市町と歩調を合わせ清流保全を通じて持続可能な地域社会づくりを目指します。





川とともに生きるまち
shimanto
四万十市

